

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・労働省令第八号）

改正案	現行
<p>(届出事項)</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第九十一条第六号に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第九十一条第六号に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>